

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

日高市は、埼玉県南西部地域にあり、地勢は秩父山地の外縁部にあたり、市西部の山地と高麗丘陵、東部の台地に大別され、高麗川が山地と高麗丘陵、台地の間を西から東に流れている。総面積は47,480km²で市域の約70%が平野で占められる。森林面積は1,119haで総面積の約24%にあたる。民有林面積は1,119haであり、その内、森林計画対象面積は1,117haである。

森林は、木材生産のみならず洪水や土砂の流出・崩壊を防ぐなどの保全に役立つとともに、水源の涵養や大気浄化、生活環境の保全など様々な役割を果たしている。

近年、都市化の進展に伴い、市民と協働による森林を保全しようとする動きや森林空間を自然体験の場、教育の場、散策やレクリエーション活動の場として利用するなど、森林に対する住民の要請はこれまで以上に多様化してきている。

今後、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに計画的な伐採と作業路網の整備を推進することが課題である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能の中でも、本市においては、特に以下の機能を重視し、森林施業を推進します。

- ① 市の西部に位置する高麗川やその支流周辺の森林には、水源涵養機能の維持・発揮を期待する。
また、本区域の森林には、西川材の生産地として、木材生産機能の維持・発揮も期待する。
- ② 市の中央～東部に位置する平地部の生活圏に近い森林については、快適環境形成機能の維持・発揮を期待する。
- ③ 日和田山及び高指山周辺は、自然とのふれあいの場として訪れるハイカーも多く、保健・レクリエーション機能の維持・発揮を期待する。

それぞれの森林の目指すべき姿は下表のとおり。

森林の有する機能	機能発揮の上から目指すべき森林資源の姿
①水源涵養機能	下層植物とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
③保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本方針及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の構成、森林の有する機能、森林管理道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、木材等生産の機能ごとに、森林の整備の基本方針を定めます。

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植物や樹木の根を発達させ施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 水源涵養保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
木材等生産機能	材木等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林施業の推進方策

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。

適正な森林整備をしていくために、日高市、西川広域森林組合、森林所有者の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国、県の補助事業により森林整備の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、西川広域森林組合、埼玉県農林公社、素材生産・造林事業体、木材加工、流通事業体、森林管理事務所等流域の林業関係者が密接な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進、県産木材の流通・加工体制の整備等について計画的かつ総合的に推進します。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐木齢は、下表のとおりである。但し、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものである。なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材林以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	35年	40年	35年	50年	10年	15年	55年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当っては、森林の有する多面的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続しないよう、伐採跡地間には、少なくとも

周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐木齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯等を設置することとする。

・皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当っては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当りの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

・択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては森林に有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることとし、伐採及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する

3 その他必要な事項

施業の実施に当っては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場の隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であって目的樹種の成果を妨げないものについては保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種の選定に当っては、適地適木を旨として、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて気候、土壌等の自然的条件を勘案してスギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等とする。

なお、スギやヒノキの造林に当っては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ等の品種とする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、人工造林の標準的な方法は、下記

のとおりとする。

樹種	仕立て方法	ha 当り植栽本数 (本)
スギ・ヒノキ 広葉樹 等	疎	概ね 1,500
	中	概ね 2,500
	密	概ね 3,200

イ その他人工造林の方法

(ア) 地拵えの方法

原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。
ただし、現地の状況により省略することができる。

(イ) 植栽時期

春植えは3月中旬から4月下旬、秋植は9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。

なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。

(ウ) 植付けの方法

列植（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。

また、植付けに当っては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないよう注意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種の選定に当っては、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて気候、土壌等の自然的条件を勘案して、広葉樹では、ナラ類、カン類、カエデ類、サクラ類等とし、針葉樹ではマツ類、モミ類等とし、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

天然更新の対象樹種	広葉樹類（ナラ類、カン類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類等）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、カン類、カエデ類、サクラ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹類（ナラ類、カン類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類等）	10,000 本/ha

イ 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき立木本数
広葉樹類（ナラ類、カン類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類等）	3,000 本/ha 以上

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
- d 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

(イ) ぼう芽更新

- a 更新のための伐採については11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。
- b ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行う。
- c 下刈りは1～3年目に行う。
- d ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。
- e 除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

エ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とし、更新すべき期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹種	生育しうる最大の立木の本数
クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次の表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等勘案し、適切に実施するものとする。

(1) 育成単層林

ア 標準的な間伐時期

植栽密度 (本/ha)	樹種	施業方法	間伐時期 (林齢)			
			1回目	2回目	3回目	4回目
1,500	スギ	標準伐期	—			
		長伐期	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	—			
		長伐期	40	55		
2,500	スギ	標準伐期	25			
		長伐期	25	35	45	
	ヒノキ	標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	
3,200	スギ	標準伐期	18	25		
		長伐期	18	25	35	45
	ヒノキ	標準伐期	20	30		
		長伐期	20	30	40	55

イ 間伐率

本数比で、概ね20～35%とする。

間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高め実施するのが望ましい。

なお、針広混交林に誘導する場合は、可能な限り概ね40～50%の強度間伐を実施するものとする。

ウ 間伐木の選定の方法

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。

また、スギやヒノキにあつては、雄花の着花量にも考慮し選定する。
 なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）
 下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。
 上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）
 目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。
 また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

2 保育の標準的な方法

保育は、次の表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等勘案し、適切に実施するものとする。

(1) 育成単層林

ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。

刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

エ 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

育成単層林保育実行標準表

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	
スギ	下刈り	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○																
	つる切	6月上旬～9月下旬											←	△	→							
	除伐	通年																				
	枝打ち	9月中旬～3月下旬																				
ヒノキ	下刈り	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○	△															
	つる切	6月上旬～9月下旬																				
	除伐	通年																				
	枝打ち	9月中旬～3月下旬																				

注：1 ○印は、通常予想される実行標準。
 2 △印は、必要に応じて実施する。
 3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

- (2) 育成複層林（下木を植栽する場合）
- ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐
植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。
 - イ 上層木の枝払い
下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。
- (3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）
- ア 下刈り
雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。
 - イ 芽かき
ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。
 - ウ つる切り
目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。
 - エ 除伐
幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

その他間伐及び保育の基準

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨の並びに当該間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林などの水源涵養維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期+10）を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材林以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	45年	50年	45年	60年	20年	25年	65年

(2) 快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図る森林を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①及び②に掲げる森林の区域を別表1に定める。

- ① 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
防風保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林等について定める。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした

安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望みされるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化、希少な生物の保護のために必要な森林について定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とする。アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を基本とし、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の紅葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を推進する。

また、アの①及び②に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢おおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長期伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材林以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	70年	80年	70年	100年	20年	30年	110年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定める。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落から

の距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

なお、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないよう施業の方法を定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者への働きかけ、意欲ある森林所有者・森林組合等林業事業体に対し、長期施業の受託に必要な森林情報等の提供及び助言・斡旋などを推進し、森林経営の受委託を進めることとする。

また、普及啓発活動を通じて、森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画による施業の共同化、施業実施協定の締結による森林所有者等の共同による施業等を促進する。

2 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

3 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の管理経営を森林所有者自らが実行することができない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市が森林経営管理制度を活用するなど、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、森林経営計画等の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林の施業方法との整合性に留意するものとする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者の多くは小規模林家のため次の施策により共同化を推進する。

①木材生産機能の高い地域において、計画的、集団的な施業を促進する。

②森林組合への施業委託を促進する。

③啓蒙、普及活動を強化する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を図るため地域における指導者を育成して、日高市及び森林組合と一体となった推進体制の整備強化を図るとともに、集落単位の啓蒙、普及活動と不在森林所有者への協力の呼びかけを積極的に行い、優良な「西川材」の生産と森林の持つ公益的機能の高度發揮に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

作業道等施設の使用・維持管理、施業の実施方法等、共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事

項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。

なお、この水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林の除地には適用しない。

効率的な森林施業を推進するための路線密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 (50) 以上	15以上
	架線系作業システム	20 (15) 以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

車両系作業システム

林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

架線系作業システム

林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

急傾斜地の〈 〉書き

広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえて定めるものとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設等を行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5カ年分	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車及び軽自動車道	-	日高市	清流	500	122	-	0-14	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年4月29日付け13林整整台885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

新たに林業に就業しようとする者を対象に、林業技術習得のための研修や事業体に関する情報の提供等を行い、就業の円滑化を図ることで、林業労働力を確保する。

2 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

未利用木材資源の有効利用の推進

間伐材や製材過程で発生する端片などの未利用木質資源の有効活用を推進するため、木質バイオマスを使用するボイラー等の整備を促進する。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害防止の方法

- (1) 区域の設定 設定なし
- (2) 鳥獣害の防止の方法 該当なし
- (3) その他必要な事項 なし

第2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

第3 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。森林病虫害等による被害を発見した際は、被害の拡大防止のために伐倒駆除等の対応を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

日高市火入れに関する条例により実施するものとする。

第5 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火器材等の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当っては、自然観の環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保険機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めることとする。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) IIの第4の1の公益的機能別施業森林の施業方法

(3) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の協同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

日和田山をはじめとする山々などの貴重な自然環境を保全するため、市民による活動を積極的に推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

企業等の団体による森づくりを推進する。

3 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

別表1 公益的機能別施業森林の区別

区 分	森 林 の 区 域	面 積
(1)水源涵養機能維持増進森林	高 麗 9～25・30林班 高麗川 8林班	586ha
(2)快適環境形成機能維持増進森林	高 麗 1～8・26～28林班 高麗川 8林班を除く全域（森林法第5条に規定されている森林のうち民有林） 高 萩 全 域（森林法第5条に規定されている森林のうち民有林）	531ha
(3)保健・レクリエーション機能維持増進森林	高 麗 20-28, 30, 34, 35, 36, 37 21-1, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 18, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 2 8, 29, 30, 32, 33, 34, 42, 44 22-36, 50 23-13 高麗川 3・7林班	60ha
(4)木材等生産機能維持増進森林	高 麗 全域 高麗川 8林班	739ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	なし	

なお、(1)水源涵養機能等維持増進森林の中には、山地災害防止機能・土壌保全機能を有する森林も含まれるので、Ⅱ第4の1に記載されている事項に留意する。

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定する森林の区域

区 分	森 林 の 区 域	面 積	施業の方法
(1)水源涵養等維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	高麗9～25林班 29・30林班 高麗川 8林班	586ha 長伐期施業の主伐の時期は、概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とする。長伐期施業においては、公益的機能を高度に発展させ、かつ、地力の維持を図るためには下層植生の生育が必要である。このため、林木の成長に伴う相対照度の低下を防止するために密度管理図等を参考とし、適切に間伐を実施することが必要となるが、立木の切り過ぎにより公益的機能を損なうことのないよう、間伐量は成長量相当分とする。また、相対照度は5%以上を常時確保するようにする。

参考資料

(1)人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17年	54,423	27,208	27,215	6,958	3,560	3,398	10,638	5,429	5,209
	H22年	57,666	28,815	28,851	7,704	3,970	3,734	9,075	4,621	4,454
	H27年	57,249	28,592	28,657	7,475	3,798	3,677	7,641	3,905	3,736
	R2年	55,696	27,730	27,966	6,540	3,305	3,235	7,253	3,672	3,581
構成比 (%)	H17年	100.0	50.0	50.0	100.0	51.2	48.8	100.0	51.0	49.0
	H22年	100.0	50.0	50.0	100.0	51.5	48.5	100.0	50.9	49.1
	H27年	100.0	49.9	50.1	100.0	50.8	49.2	100.0	51.1	48.9
	R2年	100.0	49.8	50.2	100.0	50.5	49.5	100.0	50.6	49.4
		30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17年	10,014	5,212	4,802	17,988	8,976	9,012	8,825	4,031	4,794
	H22年	12,368	6,473	5,895	16,342	7,973	8,369	12,177	5,778	6,399
	H27年	11,969	6,275	5,694	14,531	7,231	7,300	15,633	7,383	8,250
	R2年	9,368	4,879	4,488	14,496	7,486	7,010	18,039	8,388	9,651
構成比 (%)	H17年	100.0	52.0	48.0	100.0	49.9	50.1	100.0	45.7	54.3
	H22年	100.0	52.3	47.7	100.0	48.8	51.2	100.0	47.5	52.5
	H27年	100.0	52.4	47.6	100.0	49.8	50.2	100.0	47.2	52.8
	R2年	100.0	52.1	47.9	100.0	51.6	48.4	100.0	46.5	53.5

(資料 住民基本台帳 1月1日)

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	H17年	26,868	927	5	0	932	8,656	55	16,825
	H22年	27,492	718	8	0	719	8,062	40	17,435
	H27年	26,297	668	6	0	674	7,601	32	17,164
	R2年	25,293	601	8	0	609	7,162	25	16,864
構成比 (%)	H17年	100.0	3.5	0.0	0.0	3.5	32.2	0.2	62.6
	H22年	100.0	2.6	0.0	0.0	2.6	29.3	0.1	63.4
	H27年	100.0	2.5	0.0	0.0	2.6	29.0	0.1	65.3
	R2年	100.0	2.4	0.0	0.0	2.4	28.3	0.1	66.7

(資料 国勢調査より ただし「うち木材・木製品製造業」欄については「工業統計調査」より)

(2)土地利用林野面積

	年次	総土地面積	耕地面積				林野面積	その他面積
			計	田	畑	樹園地	森林	
実数 (ha)	H17年	4,750	1,210	122	912	179	1,262	2,278
	H22年	4,748	923	84	839	-	1,240	2,585
	H27年	4,748	859	75	784	-	1,191	2,698
	R2年	4,748	816	63	753	-	1,128	2,804

構成 比 (%)		100.0	25.4	2.6	19.2	3.8	26.5	48.0
		100.0	19.5	1.8	17.6	-	26.1	54.4
		100.0	18.1	1.6	16.5	-	25.1	56.8
		100.0	17.2	1.3	15.9	-	23.8	59.1

(資料 農林業センサスより)

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	1,116.60ha	100.0%	1,108.69ha	631.64ha	477.05ha	56.57%	
国有林	-	-	-	-	-	-	
公有林	計	24.99ha	2.2%	24.97ha	11.42ha	13.55ha	45.70%
	都道府県有林	-	-	-	-	-	-
	市町村有林	24.99ha	2.2%	24.97ha	11.42ha	13.55ha	45.70%
	財産区有林	-	-	-	-	-	-
私有林	1,091.61ha	97.8%	1,078.27ha	620.22ha	458.05ha	56.82%	

(資料 地域森林計画の市町村別森林資源表より)

② 民有林の齢級別面積

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
民有林	1108.69	0.14	4.82	1.79	13.87	43.48	1,043.89
人工林計	631.64	0	1.17	1.79	13.08	43.06	571.84
天然林計	477.05	0.14	3.65	0	0.79	0.42	472.05
(備考)							

(資料 林種別齢級別森林資源構成表より)

③ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3ha	91	10～20ha	3	50～100ha	0
3～5ha	7	20～30ha	1	100ha以上	0
5～10ha	5	30～50ha	0	総数	107

(資料 農林業センサスより)

④ 林道の状況

区分	路線数	延長	林道にかかる利用 区域面積	林道密度
国有林林道	該当なし	-	-	- m/ha
民有林林道	1	0.5km	122ha	10.33

(資料 地域森林計画より)

(4)市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		226,387
内訳	第1次産業	1,186
	うち林業(B)	12
	第2次産業	102,983
	うち木材・木製品製造業(C)	X
	第3次産業	120,908
B+C/A		0.005%

(資料 地域森林計画より ただし「うち木材・木製品製造業」欄については「工業統計調査」より)

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	141	6,277	2,737,319
うち木材・木製品製造業(B)	2	25	-
B/A	1.4%	0.3%	-

(資料 工業統計調査より)

(5)林業関係の就業状況

(平成28年現在)

区分	組合・事業者数	従業者数	備考
		うち作業員数	
森林組合	1	-	(名称:西川広域森林組合)
生産森林組合	-	-	
素材生産業	-	-	
製材業	1	-	
森林管理署	-	-	

(令和2年度)

種類	素材	チップ	苗木	生しいたけ	ナメコ
生産量	450 m ³	- m ³	- 千本	42.9 トン	- kg

(資料 特用林産物生産統計より)